

提案条例説明資料

令和3年6月

浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

担当部名称 市民生活部

1	議案番号	報告第2号
2	題名	専決処分の報告について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
3	目的・理由	「地方税法等の一部を改正する法律」が令和3年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第180条第1項の規定により同年3月31日付けで、浜田市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。
4	概要	<p>1 個人住民税関係</p> <p>(1) 住宅ローン控除の特例の延長と床面積要件の緩和 住宅の取得等に係る消費税率が10%の場合に、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間とした特例措置を延長するとともに、合計所得金額1,000万円以下の者について床面積要件を緩和する（50㎡以上→40㎡以上）。</p> <p>(2) セルフメディケーション税制の見直し 平成29年1月から従来の医療費控除の特例として新たに創設されたセルフメディケーション税制について、対象となる医薬品について一定の見直しを行い、適用を受けるための申告手続を簡素化した上で、適用期限を5年間延長し、令和8年12月31日までとする。</p> <p>2 軽自動車税関係</p> <p>(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。</p> <p>(2) グリーン化特例（軽課）の見直し及び2年間延長 軽自動車税（種別割）のグリーン化特例について、</p>

		<p>50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長し、令和5年度までとする。</p> <p>3 固定資産税関係</p> <p>(1) 土地に係る負担調整措置等について</p> <p>宅地等に係る負担調整措置、据置年度における価格の下落修正措置等を3年延長し、令和6年3月31日までとする。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度限りの措置として、負担調整措置により令和3年度の課税標準額が上昇する土地については、令和2年度の課税標準額に据え置く。</p> <p>(2) 雨水貯留浸透施設に係る特例措置の創設について</p> <p>浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、県知事等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準の特例率を「わがまち特例」により定め、価格に3分の1を乗じた額とする特例措置を創設する。</p>
5	<p>5 施行期日等</p>	<p>1 施行期日 令和3年4月1日（一部を除く。）</p> <p>2 経過措置 市民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置</p>

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第52号
2	題名	浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	行政事務の効率化を図るため、署名押印を求めている手続について見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市固定資産評価審査委員会条例の一部改正（第1条）</p> <p>地方税法に基づく固定資産の価格に関する不服の審査の手続等について、次の書面への署名及び押印を不要とする。</p> <p>(1) 審査申出人が提出する「審査申出書」及び「口述書」</p> <p>(2) 固定資産評価審査委員会が作成する「調書」</p> <p>2 浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>(1) 職員のサービスの宣誓について、任命権者等の面前での宣誓書への署名及び押印を不要とし、宣誓書を任命権者に提出することをもって行うこととする。</p> <p>(2) 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用の形態等に応じて別に定めることができることとする。</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 53 号
2	題名	浜田市個人情報保護条例及び浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 浜田市個人情報保護条例の一部改正（第 1 条）</p> <p>(1) 国における情報提供ネットワークシステムの所管が変更されたことに伴う変更（第 34 条関係） 総務大臣 ⇒ 内閣総理大臣</p> <p>(2) 番号法の引用条項の変更（第 34 条関係） 第 19 条第 7 号 ⇒ 第 19 条第 8 号 第 19 条第 8 号 ⇒ 第 19 条第 9 号</p> <p>2 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正（第 2 条）</p> <p>(1) 番号法の引用条項の変更（第 1 条及び第 5 条関係） 第 19 条第 10 号 ⇒ 第 19 条第 11 号</p>
5	施行期日等	令和 3 年 9 月 1 日

提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	議案第 54 号
2	題名	浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例及び浜田市外来検査センター条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」の廃止により、新型コロナウイルス感染症の定義の引用が変更となることに伴い、改正が必要となる条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 改正内容 新型コロナウイルス感染症の定義の改正 (改正前) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症 (改正後) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症</p> <p>2 改正する条例 (1) 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例 (2) 浜田市外来検査センター条例</p>
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第55号
2	題名	浜田市乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により健康保険法等が改正され、医療機関等において療養の給付等を受ける者は、オンラインにより被保険者であることの資格確認を受けることができることとなったため、所要の改正を行うものです。
4	概要	被保険者等が療養又は医療を受けようとするときに、医療機関等に提示するものに、保険証以外にオンラインで資格確認ができるものを追加（第5条関係） （改正前）保険証及び資格証 （改正後）保険証等及び資格証
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第56号
2	題名	浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）の一部が改正され、家庭的保育事業者等の業務負担軽減のため、諸記録の作成、保存等について見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 電磁的方法による対応の追加（第50条関係） 家庭的保育事業者等による諸記録の作成、保存等について、電磁的記録により行うことができることとする。 2 その他規定の整理
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第 57 号
2	題名	浜田市病児・病後児保育室条例
3	目的・理由	病児及び病後児を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労との両立を支援することを目的とする「浜田市病児・病後児保育室」を設置することに伴い、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市病児・病後児保育室</p> <p>(2) 位置 浜田市田町 757 番地 3</p> <p>2 事業（第 3 条）</p> <p>(1) 病児及び病後児を一時的に保育する事業</p> <p>(2) その他設置の目的を達成するために必要な事業</p> <p>3 管理（第 4 条・第 5 条）</p> <p>(1) 管理するもの 指定管理者</p> <p>(2) 業務 病児・病後児保育室の事業、維持管理等に関する業務</p> <p>4 開館時間（第 6 条）</p> <p>午前 8 時から午後 6 時まで</p> <p>5 休館日（第 7 条）</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 8 月 13 日から 8 月 16 日まで</p> <p>(4) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで</p> <p>6 利用対象者（第 8 条）</p> <p>次のいずれにも該当すること。ただし、(1)及び(2)については、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内に住所を有すること。</p> <p>(2) 生後 8 週に達する日から小学校の第 6 学年までの間</p>

		<p>にあること。</p> <p>(3) 保護者の勤務の都合、疾病、出産その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難であること。</p> <p>7 利用料金（第12条・第13条）</p> <p>(1) 1日当たり1,000円の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める。</p> <p>(2) 利用料金制（指定管理者の収入とする。）</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 規則で定める日</p> <p>2 準備行為 施行日前においても、指定管理者の指定、利用許可等を行うことができる。</p> <p>3 浜田市病後児保育室条例の廃止 浜田市病後児保育室条例（旧条例）は、廃止する。</p> <p>4 経過措置</p> <p>(1) 施行日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続等は、この新条例の相当規定によりなされたものとみなす。</p> <p>(2) 利用料金に係る規定は、施行日以後の利用に係る利用料金について適用する。</p>
6	備考	<p>施行期日については、現時点において供用開始日を確定できないため、規則に委任しています。</p>

提案条例説明資料

担当部名称 健康福祉部

1	議案番号	議案第58号
2	題名	浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例を廃止する条例
3	目的・理由	高齢者生活支援事業（生活管理指導短期宿泊サービス、外出支援サービス）が令和3年3月末をもって終了したことに伴い、当該事業の利用に係る手数料について定める条例を廃止するものです。
4	概要	浜田市高齢者生活支援事業の手数料の徴収に関する条例は、廃止する。
5	施行期日等	公布の日

提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	議案第59号
2	題名	浜田市火入れに関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	行政事務の効率化を図るため、署名押印を求めている手続について見直しを行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	火入れの許可を受けようとする者が提出する「火入れ許可申請書」の押印を不要とする。
5	施行期日等	公布の日